

J P T E Cファーストレスポonderコース規程

第1条 本規程は一般社団法人 J P T E C協議会定款施行規則第7条の3第2項に基づき J P T E Cファーストレスポonderコースの実施に際し必要な事項を定める。

第2条 コースは座学および実技から構成する。

2 座学の学習内容は、次のとおりとする。

- (1) J P T E Cの概要とファーストレスポonderコースの位置づけ
- (2) 法的問題、心理的問題
- (3) ファーストレスポonderの傷病者対応手順 状況評価、傷病者評価、必要な処置

3 実技の学習内容は、次のとおりとする。

- (1) 基本手技 用手的気道確保、止血法、刃物等の固定、用手的頸椎保護、フラットリフト、ログリフト、ログロール
- (2) 傷病者対応要領（傷病者評価の方法） 気道、呼吸、循環、意識の評価、外表の観察、四肢の動きおよび感覚の評価
- (3) シナリオステーション 状況評価から傷病者評価まで

4 座学および実技の学習内容に付加することは妨げない。

5 コースの総時間は2.5時間以上とする。

第3条 コースの全カリキュラムを修了した者に修了証を交付する。

第4条 コースに指導者、コース運営担当者およびコース世話人を置く。

2 指導者は、J P T E CインストラクターまたはJ P T E Cプレインストラクターでなければならない。

3 8名の受講者に1名以上のJ P T E Cインストラクターである指導者を置く。

4 コース運営担当者はコース運営全般を担当する。コース運営担当者は1名とし、J P T E Cインストラクターでなければならない。

5 コース世話人は、コースの質を保証する。コース世話人は1名以上とし、指定地域組織の世話人でなければならない。

- 7 コース運営担当者およびコース世話人は、指導者を兼ねることができる。
- 8 コース世話人は、コース運営担当者を兼ねることができる。

第5条 コース世話人またはコース運営担当者は、コース開催日の原則10日前までに、JPTECコース開催申請書（様式1）により、コース世話人が所属する指定地域組織の代表および事務局長に申請しなければならない。

2 指定地域組織の代表は、前項の申請内容に過誤がない場合は、審議を経ることなくコースの開催を承認するものとする。指定地域組織の代表は審議に際し疑義が生じたときはコース世話人に報告を求めることができる。

3 コース世話人またはコース運営担当者は、コース開催日の原則10日後までに、JPTECコース開催結果報告書（様式2）により、コース世話人が所属する指定地域組織の代表および事務局長に結果を報告しなければならない。

附 則

本規程は、平成28年7月1日から施行する。